

(別添)

中国向け輸出水産食品の取扱要領（平成 25 年 10 月 17 日付け食安発 1017 第 1 号別紙）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作成日)平成 25 年 10 月 17 日 (最終改正日)平成 <u>30</u> 年 <u>11</u> 月 <u>7</u> 日	(作成日)平成 25 年 10 月 17 日 (最終改正日)平成 <u>29</u> 年 <u>7</u> 月 <u>27</u> 日
1. (略)	1. (略)
2. 用語の定義	2. 用語の定義
<u>本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u>	(新設)
(1) 中国向け輸出水産食品：日本から中国（香港、マカオを除く。）に輸出される食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品	(1) 中国向け輸出水産食品：日本から中国（香港、マカオを除く。）に輸出される食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品をいう。
(2) 加工施設（PP：Processing Plant）：物理的又は化学的な方法を用いて水産食品を加工する、例えば、エラ、内臓等の除去、包装、冷却、冷凍、加熱、脱水、燻製、油炒め、缶詰、塩漬等の処理を行う施設	(2) 加工施設（PP：Processing Plant）：物理的又は化学的な方法を用いて水産食品を加工する、例えば、エラ、内臓等の除去、包装、冷却、冷凍、加熱、脱水、燻製、油炒め、缶詰、塩漬等の処理を行う施設をいう。
(3) 保管施設（CS：Cold Store）：中国政府に登録された日本国内の加工施設で加工された中国向け輸出水産食品又は中国政府に登録された海外の加工施設若しくは船舶で加工され輸入された中国向け輸出水産食品（以下「輸入品」という。）の保管のみを行う施設	(3) 保管施設（CS：Cold Storage facility）：中国政府に登録された日本国内の加工施設で加工された中国向け輸出水産食品又は中国政府に登録された海外の加工施設若しくは船舶で加工され輸入された中国向け輸出水産食品（以下「輸入品」という。）の保管のみを行う施設をいう。
(4) 登録施設：中国向け輸出水産食品を最終加工する加工施設（以下「最終加工施設」という。）又は最終保管する保管施設（以下「最終保管施設」という。）であって、本要領に基づき登録された施設	(4) 登録施設：中国向け輸出水産食品を最終加工する加工施設又は最終保管する保管施設であって、本要領に基づき登録された施設をいう。
(5) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人	(5) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人をいう。
(6) 輸出者：登録施設の中国向け輸出水産食品を輸出する者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者	(6) 輸出者：登録施設の中国向け輸出水産食品を輸出する者をいう。
(7) 品質確認者：輸出者が中国向け輸出水産食品の官能検査を実施するために選任した者	(7) 品質確認者：輸出者が中国向け輸出水産食品の官能検査を実施するために選任した者をいう。
(8) ロット：生産・加工・保管の全ての段階において同一の衛生条件の管理下で生産された同一食品であることを輸出者が保証できる単位	(8) ロット：生産・加工・保管の全ての段階において同一の衛生条件の管理下で生産された同一食品であることを輸出者が保証できる単位をいう。
(9) 食品監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課	(9) 監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課をいう。
(10) 地方厚生局：厚生労働省地方厚生局健康福祉部食品衛生課	(10) 地方厚生局：地方厚生局健康福祉部食品衛生課をいう。

<p>(1 1) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局</p> <p>(1 2) 衛生証明書発行機関：<u>最終加工施設（輸入品にあつては最終保管施設）を管轄する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であつて、衛生証明書を発行する機関</u></p> <p>(1 3) <u>都道府県等の試験検査機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第29条に規定する都道府県等の食品衛生検査施設</u></p> <p>(1 4) <u>登録検査機関：法第4条第9項に規定する登録検査機関</u></p> <p>3（略）</p> <p>4. 登録施設の登録等に係る手続</p> <p><u>登録施設の登録等は、以下の手続により行うものとする。なお、登録及び登録事項の変更については、中国政府における手続が必要であり、完了まで数ヶ月を要する可能性があるため、その旨を了承した上で申請を行うものとする。</u></p> <p>(1) 登録申請</p> <p>登録施設の登録を希望する者は、4.（2）の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により食品監視安全課長宛てに登録の申請をすること。<u>なお、申請は本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人が行うこと。</u></p> <p>【申請先】〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医薬・生活衛生局 食品監視安全課輸出水産食品担当宛て</p> <p>(2) 施設の登録要件の審査</p> <p>食品監視安全課は、登録申請を受理した後、許可証の写しや別紙様式1の誓約事項等を確認し、以下のア～ウのいずれか及びエの要件に適合するかの審査を行う。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ. 法第30条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が90点以上）であること。</p> <p>エ.（略）</p> <p>(3) 登録施設の承認</p> <p>食品監視安全課は、施設が登録要件を満たしていることを確認し、登録番号を付与した後、中国政府に当該施設の登録を要請する。</p> <p>また、食品監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該</p>	<p>(1 1) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局をいう。</p> <p>(1 2) 衛生証明書発行機関：<u>登録施設を所管する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であつて、衛生証明書を発行する機関をいう。</u></p> <p>(1 3) <u>登録検査機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第4条第9項に規定する登録検査機関をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3（略）</p> <p>4. 施設の登録等に係る手続</p> <p>(1) 登録申請</p> <p>中国向け輸出水産食品を最終加工又は最終保管する施設の登録を希望する者（本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人）は、4.（2）の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により監視安全課長宛てに登録の申請をすること。</p> <p>【申請先】〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医薬・生活衛生局 食品監視安全課輸出水産食品担当宛て</p> <p>(2) 施設の登録要件の審査</p> <p>監視安全課は、登録申請を受理した後、許可証の写しや別紙様式1の誓約事項等を確認し、以下のア～ウのいずれか及びエの要件に適合するかの審査を行う。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ. 法第30条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均90点以上）であること。</p> <p>エ.（略）</p> <p>(3) 登録施設の承認</p> <p>監視安全課は、施設が登録要件を満たしていることを確認し、登録番号を付与した後、中国政府に当該施設の登録を要請する。</p> <p>また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該登録</p>
---	--

登録施設の名称、登録番号等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、施設登録者、都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

注）登録番号の上2桁はCN、3桁目以降に000001から番号を付す。（例：CN000001）

また、当該施設が保管施設（「食品の冷蔵又は冷凍業」等）の場合にはCSを末尾に付す（例：CN000001CS）。加工施設については末尾にアルファベットは付さない。

#### （4）登録施設の登録事項の変更申請

施設登録者は、4.（1）の登録事項について変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる書類を添付し、別紙様式2により食品監視安全課長宛てに変更の申請をすること。

食品監視安全課は、当該申請内容が登録要件を満たすことを確認した後、中国政府に登録事項変更の要請を行う。

また、食品監視安全課は中国政府から変更完了の報告を受けた後、速やかに厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新するとともに、施設登録者、施設を管轄する都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

#### （5）登録の廃止申請

施設登録者は、施設登録の廃止をしようとする場合は、別紙様式3により食品監視安全課長宛てに廃止の申請をすること。

食品監視安全課は、当該申請に基づき、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除し、中国政府に報告するとともに、施設を管轄する都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

#### （6）登録施設の監視

衛生証明書発行機関は、衛生証明書発行実績等を考慮し、必要に応じて管内の登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び4.（2）に規定する要件を満たしていること等について、別添1及び別添2の中国向け輸出水産食品取扱施設点検表の内容に即して監視を実施し、監視結果を当該施設に通知すること。監視の結果、点検項目に適合しない項目があった場合には、改善指導を実施し、衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

また、衛生証明書を発行しない都道府県等衛生部局は、管内の施設が登録施設である場合には、監視指導の際に、必要に応じ、4.（2）に規定する要件を満たしていること等の確認を行い、本要領の運用に関する情報を得た場合にあつては、当該施設を所管する地方厚生局宛て連絡するこ

施設の名称、登録番号等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、施設登録者、都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

注）登録番号の上2桁はCN、3桁目以降に000001から番号を付すこと。（例：CN000001）

また、当該施設が保管施設（「食品の冷蔵又は冷凍業」等）の場合にはCSを末尾に付すこと（例：CN000001CS）。加工施設については末尾にアルファベットは付さない。

#### （4）登録施設の登録事項の変更申請

施設登録者は、4.（1）の登録事項について変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる書類を添付し、別紙様式2により監視安全課長宛てに変更の申請をすること。

監視安全課は、当該申請内容が登録要件を満たすことを確認した後、中国政府に登録事項変更の要請を行う。

また、監視安全課は中国政府から変更完了の報告を受けた後、速やかに厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新するとともに、施設登録者、施設を所管する都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

#### （5）登録の廃止申請

施設登録者は、施設登録の廃止をしようとする場合は、別紙様式3により監視安全課長宛てに廃止の申請をすること。

監視安全課は、当該申請に基づき、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除し、中国政府に報告するとともに、施設を所管する都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

#### （6）登録施設の監視

衛生証明書発行機関は、衛生証明書発行実績等を考慮し、必要に応じて管内の登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び4.（2）に規定する要件を満たしていること等について、別添2の中国向け輸出水産食品取扱施設点検表の内容に即して監視を実施し、監視結果を当該施設に通知すること。監視の結果、点検項目に適合しない項目があった場合には、改善指導を実施し、衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

また、衛生証明書を発行しない都道府県等衛生部局は、管内の施設が登録施設である場合には、監視指導の際に、必要に応じ、4.（2）に規定する要件を満たしていること等の確認を行い、本要領の運用に関する情報を得た場合にあつては、当該施設を所管する地方厚生局宛て連絡するこ

と。なお、監視が拒否された場合には登録を取消すため、その旨を食品監視安全課に報告すること。

地方厚生局が監視を実施する場合には、必要に応じ、都道府県等衛生部局の協力を得ることとし、都道府県等衛生部局から得た情報において、登録施設が衛生要件を遵守していることが確認できた場合には、監視を省略することができること。

中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、登録施設等の査察に関する要請があった場合等、食品監視安全課は必要に応じ、登録施設を管轄する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、輸出者及び当該施設の調査、指導等を行う。施設登録者は登録施設内における生産、加工、保管等について、輸出者は、中国向け輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

#### (7) 登録施設の登録の取消し

衛生証明書発行機関又は食品監視安全課は、4.(6)の結果、登録施設が4.(2)の要件に適合しないと判断した場合は、登録施設に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア. 改善指導

イ. 証明書の発行停止

ウ. 登録の取消し手続

登録の取消しの公表及び通知は、4.(3)の規定を準用する。

なお、食品監視安全課は、登録施設の取消しを行う場合、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除し、中国政府に報告するとともに、施設を管轄する都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

#### 5. 衛生証明書発行機関

衛生証明書を発行する機関は、最終加工施設（輸入品にあつては最終保管施設）を管轄する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、衛生証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されていない地域にあつては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこととする。

#### 6. 衛生証明書発行機関の登録手続

と。

地方厚生局が監視を実施する場合には、必要に応じ、都道府県等衛生部局の協力を得ることとし、都道府県等衛生部局から得た情報において、登録施設が衛生要件を遵守していることが確認できた場合には、監視を省略することができること。

中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、登録施設等の査察に関する要請があった場合等、監視安全課は必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。施設登録者は登録施設内における生産、加工、保管等について、輸出者は、中国向け輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

#### (7) 登録施設の登録の取消し

監視安全課は、以下のいずれかに該当することが判明した場合、登録施設の登録を取り消すことができる。

ア. 登録施設が4.(2)の要件に合致しなくなったことが判明した場合、又は4.(6)の調査等を拒否した場合。

イ. 施設登録者又は関係者が、本要領に基づく手続等において不正を行ったことが判明した場合。

ウ. その他相当の理由があると認められる場合。

なお、監視安全課は、登録施設の取消しを行う場合、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除し、中国政府に報告するとともに、施設を所管する都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

#### 5. 衛生証明書発行機関

衛生証明書を発行する機関は、登録施設を所管する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、衛生証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されていない地域にあつては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこととする。(※)

※ 登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明書発行機関として登録されている場合は、地方厚生局において発行は行わない。

#### 6. 衛生証明書発行機関の登録手続

- (1) 都道府県等衛生部局が衛生証明書を発行するに当たっては、衛生証明書の発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章を別紙様式4により、食品監視安全課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各発行機関につき1つとする。
- (2) 食品監視安全課は、衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を受理した後、中国政府に当該衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。  
また、食品監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、衛生証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、都道府県等衛生部局に通知する。  
なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。
- (3) 証明書発行機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに別紙様式5により、食品監視安全課長宛てに登録事項の変更を申請する。食品監視安全課は、申請内容の確認を行った後、(2)に準じて手続を行う。

#### 7. 衛生証明書の所定用紙の配布手続

衛生証明書の用紙については、食品監視安全課が配布する所定の用紙を用いることとする。

##### (1) 衛生証明書発行機関への用紙の配布

衛生証明書発行機関は、各年に必要と思われる枚数を別紙様式6により食品監視安全課輸出水産食品担当宛て、前年の11月末日までに依頼すること。また、用紙が不足した場合についても、同様に依頼すること。

##### (2) (略)

#### 8. 衛生証明書の発行手続

##### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を取り扱う登録施設を管轄する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式8-1、別紙様式9-1（Country of Production及びI. について記入したもの）及び別紙様式9-2（複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。）を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。

下線部の記載に当たっては、別添3に示す事項に留意すること。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下

- (1) 都道府県等衛生部局が衛生証明書を発行するに当たっては、衛生証明書の発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章を別紙様式4により、監視安全課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各発行機関につき1つとする。
- (2) 都道府県等衛生部局は登録事項に変更が生じた場合は、変更の都度速やかに、別紙様式5により、監視安全課長宛てに登録事項の変更を申請すること。

- (3) 監視安全課は、衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を受理した後、中国政府に当該衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、衛生証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

#### 7. 衛生証明書の所定用紙の配布手続

衛生証明書の用紙については、監視安全課が配布する所定の用紙を用いることとする。

##### (1) 衛生証明書発行機関への用紙の配布

衛生証明書発行機関は、各年に必要と思われる枚数を別紙様式6により監視安全課輸出水産食品担当宛て、前年の11月末日までに依頼すること。また、用紙が不足した場合についても、同様に依頼すること。

##### (2) (略)

#### 8. 衛生証明書の発行手続

##### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を取り扱う登録施設を所管する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式8-1、別紙様式9-1（Country of Production及びI. について記入したもの）及び別紙様式9-2（複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。）を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。

下線部の記載に当たっては、別添3に示す事項に留意すること。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下

「NACCS」という。)による申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

ア～ウ (略)

エ. 都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関において、必要に応じ別途通知に定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し。なお、同一の登録施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、試験成績書の添付を省略できる。

上記ア～ウについては、別紙様式8-1(1.製品の詳細)の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに、衛生証明書発行機関宛てに別紙様式8-2により届け出ること。

#### (2) 衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、速やかに以下の要件の全てに適合しているかを審査すること。

ア. 輸出予定製品は登録施設において最終加工及び最終保管されたものであること。

イ. (略)

ウ. 都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関の試験成績書の結果が8.(1)エに基づく検査基準を満たしていること。

エ～オ (略)

#### (3) 衛生証明書の発行

衛生証明書発行機関は、8.(2)の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添3に示す事項に留意し、別紙様式9-1の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写し及び別紙様式8-1を3年間保存する。

輸出者は、輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式11により発行申請を取消すとともに、既に当該衛生証

「NACCS」という。)による申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

ア～ウ (略)

エ. 登録検査機関において、必要に応じ別途通知に定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し。なお、同一の登録施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、試験成績書の添付を省略できる。

上記ア～ウについては、別紙様式8-1(1.製品の詳細)の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに、衛生証明書発行機関宛てに別紙様式8-2により届け出ること。

#### (2) 衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、速やかに以下の要件の全てに適合しているかを審査すること。

ア. 輸出予定製品は登録施設において最終加工又は最終保管されたものであること。

イ. (略)

ウ. 登録検査機関の試験成績書の結果が8.(1)エに基づく検査基準を満たしていること。

エ～オ (略)

#### (3) 衛生証明書の発行

衛生証明書発行機関は、8.(2)の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添3に示す事項に留意し、別紙様式9-1の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写し及び別紙様式8-1を3年間保存する。

輸出者は、輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式11により発行申請を取消すとともに、既に当該衛生証

明書を受領している場合にあつては、速やかに衛生証明書発行機関に返却すること。なお、衛生証明書の返却が確認されるまでの間、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな衛生証明書の発行を行わないものとする。

(4) 衛生証明書発行の停止

衛生証明書発行機関又は食品監視安全課は、4. (6)、8. (1)又は8. (3)の内容が適正に実施されていないと判断した場合、輸出者に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア. 改善指導

イ. 衛生証明書の発行の停止

なお、衛生証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課にその旨連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合又は衛生証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表するとともに全ての衛生証明書発行機関に周知する。

(5) 衛生証明書発行実績の報告

衛生証明書発行機関は、前年度の衛生証明書発行件数等について別紙様式13により、新年度の4月末日までに食品監視安全課宛て報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

食品監視安全課は、当該報告を取りまとめ、最終保管施設を管轄する衛生証明書発行機関に、最終保管施設に係る衛生証明書発行件数等を提供する。

9. その他

(1) 申請の審査に係る調査

衛生証明書発行機関及び食品監視安全課は、本要領に基づく申請の確認等に当たり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、衛生証明書発行機関は、必要に応じ、官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

(2) (略)

明書を受領している場合にあつては、速やかに衛生証明書発行機関に返却すること。

(4) 衛生証明書発行の停止

衛生証明書発行機関及び監視安全課は、以下のいずれかに該当する場合には、衛生証明書の発行を停止することができる。

ア. 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合。

イ. 過去に交付を受けた衛生証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であつて、当該輸出者に衛生証明書を交付した際に、衛生証明書の適正使用が確保されないと判断される場合。

ウ. 中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を中国政府から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合。(※)

※ 原因究明及び改善措置が講じられたと判断される場合は発行の停止を解除する。

エ. その他相当の理由があると認められる場合。

なお、衛生証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停止した場合は、監視安全課宛て連絡すること。また、監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合又は衛生証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、全ての衛生証明書発行機関宛て周知するとともに、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表することができる。

(5) 衛生証明書発行実績の報告

衛生証明書発行機関は、前年度の衛生証明書発行件数等について、監視安全課が別途定める様式により、新年度の4月末日までに監視安全課宛て報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

9. その他

(1) 申請の審査に係る調査

衛生証明書発行機関及び監視安全課は、本要領に基づく申請の確認等に当たり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、衛生証明書発行機関は、必要に応じ、官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

(2) (略)

<p>(3) 海外からの申請について  海外に在住する者が、本要領の4又は8に係る申請を行う場合にあつては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ申請窓口（<u>食品監視安全課</u>、地方厚生局又は都道府県等衛生部局）に提出し、当該代理人が申請を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(3) 海外からの申請について  海外に在住する者が、本要領の4又は8に係る申請を行う場合にあつては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ申請窓口（<u>監視安全課</u>、地方厚生局又は都道府県等衛生部局）に提出し、当該代理人が申請を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(別添1-1)  (略)</p>	<p>(別添1-1)  (略)</p>
<p>(別添1-2)</p> <p style="text-align: center;">中華人民共和国国家標準  GB 20941-2016</p> <p style="text-align: center;">食品安全国家標準  <u>水産物生産衛生規範</u></p> <p>(略)</p>	<p>(別添1-2)</p> <p style="text-align: center;">中華人民共和国国家標準  GB/T 23871-2009</p> <p style="text-align: center;">食品安全国家標準  <u>水産品加工企業の衛生管理規範</u></p> <p>(略)</p>



(別添2)

(別添2)

中国向け輸出水産食品取扱施設点検表

施設点検基準		点検日: 年 月 日
施設名(登録番号)		点検者:
施設所在地		
点検事項		<input type="checkbox"/> OK / <input type="checkbox"/> NG / <input type="checkbox"/> 不適合 / <input type="checkbox"/> 該当なし
<b>施設の構造等</b>		
1	施設は、生産能力に適した面積を有していること。また、衛生上支障のある場所に設けないこと。ただし、衛生上十分な対策が講じられている場合は、この限りでない。	
2	施設は、合理的に配置するものとし、適切な分離又は分割措置を講じて交差汚染を防止すること。施設内の通路はコンクリート等の硬質材料を用いて敷設し、空き地はセメントや芝生を敷くなど清潔な環境を保持すること。また、適切な排水システムを備えていること。	
3	施設は、取り扱う食品の品目、数量に相応する製造、加工、包装、保管等の場所を有し、当該場所の環境を清潔に保つこと。	
4	施設の内側は、製造、加工、包装、保管等を行う場所を壁その他衛生上支障のない方法によって分離又は分割し、人や物、空気の流れによる交差汚染がないようにすること。	
5	施設の構造(天井、壁、床、ドア等)は、容易にメンテナンス、清掃、消毒できるもので、耐久性のある材質で構築されていること。特に、床は平坦で滑らかであり、適切な措置を講じて水が溜まらないようにすること。塗料を使用する場合は、無毒、無臭、防カビ仕様で脱落しにくく、清掃が容易なものを採用すること。	
6	施設は、適切な採光、照明及び換気に関する設備または施設を有していること。通気は、空気が清浄度の低い区域から高い区域に流れないようにすること。	
7	更衣室は、製造、加工する作業場の入口に設けること。また、クリーニングエリアの入口には手の洗浄、乾燥及び消毒設備を設け、非手動式の蛇口を設置するものとし、手洗いの方法を分かり易く表示すること。	
<b>食品取扱設備、機械器具等</b>		
8	合理的な設備の配置及び工程フローを確保し、交差汚染を防止すること。	
9	設備は、壁又は床に密着なく固定するか、作業、メンテナンス、清掃及び洗浄しやすいように床と壁の間に十分なスペースを設けて配置すること。	
10	設備は、部品、潤滑油又はその他の汚染要因が食品に悪影響を及ぼさないような設計及び構造であること。また、容易にメンテナンス、清掃、消毒できるものであること。	
11	取り扱う食品の特性に合わせ、適切な加熱、冷却、冷凍を行う施設、温度を監視するための装置又は設備を有していること。	
12	機械器具、容器その他の設備の食品及び添加物に直接接触する部分は、耐水性、不透透性、耐腐食性種の材料で造られ、洗浄しやすく、かつ、設置しやすい構造であること。また、竹製や木製の器具を使用すべきではないこと。	
13	温度計、圧力計、流量計等の計器類及び減菌、殺菌、乾燥又は浄水に用いる装置並びにめしとる装置について、保管メンテナンスと修理制度を確立し、定期的に点検、校正等し、結果を記録すること。	
14	原材料、製品等の保管、輸送に用いる器具、容器包装及び設備は、安全、無害で、清潔な状態を維持し、食品の汚染を防止すると共に、食品の安全を確保するのに必要な温度、湿度等の特種な要件を満たしていなければならない。食品を有毒、有害な物品と一緒に貯蔵、輸送してはならないこと。	
15	食品、機械器具、容器及び施設を洗浄するための適切な施設や設備を設ける必要があること。	

(別添2)

(別添2)

中国向け輸出水産食品取扱施設点検表

施設点検基準		点検日: 年 月 日
施設名(登録番号)		点検者:
施設所在地		
点検事項		<input type="checkbox"/> OK / <input type="checkbox"/> NG / <input type="checkbox"/> 不適合 / <input type="checkbox"/> 該当なし
<b>施設の構造等</b>		
1	施設は、生産能力に適した面積を有していること。また、衛生上支障のある場所に設けないこと。ただし、衛生上十分な対策が講じられている場合は、この限りでない。	
2	施設は、合理的に配置するものとし、適切な分離又は分割措置を講じて交差汚染を防止すること。施設内の通路はコンクリート等の硬質材料を用いて敷設し、空き地はセメントや芝生を敷くなど清潔な環境を保持すること。また、適切な排水システムを備えていること。	
3	施設は、取り扱う食品の品目、数量に相応する製造、加工、包装、保管等の場所を有し、当該場所の環境を清潔に保つこと。	
4	施設の内側は、製造、加工、包装、保管等を行う場所を壁その他衛生上支障のない方法によって分離又は分割し、交差汚染がないようにすること。	
5	施設の構造(天井、壁、床、ドア等)は、容易にメンテナンス、清掃、消毒できるもので、耐久性のある材質で構築されていること。特に、床は平坦で滑らかであり、適切な措置を講じて水が溜まらないようにすること。塗料を使用する場合は、無毒、無臭、防カビ仕様で脱落しにくく、清掃が容易なものを採用すること。	
6	施設は、適切な採光、照明及び換気に関する設備または施設を有していること。通気は、空気が清浄度の低い区域から高い区域に流れないようにすること。	
7	更衣室は、製造、加工する作業場の入口に設けること。また、作業区域の入口には手の洗浄、乾燥及び消毒設備を設け、非手動式の蛇口を設置するものとし、手洗いの方法を分かり易く表示すること。	
<b>食品取扱設備、機械器具等</b>		
8	合理的な設備の配置及び工程フローを確保し、交差汚染を防止すること。	
9	設備は、壁又は床に密着なく固定するか、作業、メンテナンス、清掃及び洗浄しやすいように床と壁の間に十分なスペースを設けて配置すること。	
10	設備は、部品、潤滑油又はその他の汚染要因が食品に悪影響を及ぼさないような設計及び構造であること。また、容易にメンテナンス、清掃、消毒できるものであること。	
11	取り扱う食品の特性に合わせ、適切な加熱、冷却、冷凍を行う施設、温度を監視するための装置又は設備を有していること。	
12	機械器具、容器その他の設備の食品及び添加物に直接接触する部分は、耐水性、不透透性、耐腐食性種の材料で造られ、洗浄しやすく、かつ、設置しやすい構造であること。また、竹製や木製の器具を使用すべきではないこと。	
13	温度計、圧力計、流量計等の計器類及び減菌、殺菌、乾燥又は浄水に用いる装置について、その性能を定期的に点検、校正等し、結果を記録すること。	
14	原材料、製品等の保管、輸送に用いる器具、容器包装及び設備は、安全、無害で、清潔な状態を維持し、食品の汚染を防止すると共に、食品の安全を確保するのに必要な温度、湿度等の特種な要件を満たしていなければならない。食品を有毒、有害な物品と一緒に貯蔵、輸送してはならないこと。	
15	食品、機械器具、容器及び施設を洗浄するための適切な施設や設備を設ける必要があること。	

給水及び汚物処理	
16	食品加工用に使用する水(水道水、井戸水等)は、必要量を確保し、国が規定する飲用水の衛生基準を満たしていなければならないこと。配水施設を設置する場合は、圧壊されない構造に設置し、配水施設は製造で耐食性、耐湿性に高い材質で造られていること。配管等もまた、冷却水等が混入しないようにすること。逆流の可能性がある箇所には逆流防止弁を設置するなど適切な措置をとること。
17	適切な排水及び廃棄物処理システム並びに食品加工場所から隔離した廃棄物の保管専用施設を備えていること。排水は、耐水性、不透水性及び耐腐食性の材料で覆われていること。排水は、食品加工用に使用する水、清掃用水を汚染しないようし、清浄度の低い区域から高い区域に流れないようにすること。
18	必要に応じて、衛生上支障のない場所に利用者の数に応じたトイレを設けること。トイレと食品を製造、保管等する施設とは直接つながってはいならない。トイレには、使いやすい位置に手洗い設備を設けること。
管理運営	
19	食品衛生管理者又は食品衛生責任者を配置し、食品安全を確保する体制を有していること。
20	施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。また、当該要領に基づき実施・記録し、定期的に結果の検証を行い必要に応じて見直しすること。
21	原材料、食品添加物、容器包装、洗浄剤等の仕入に当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、割度、表示等について点検し、点検状況を記録すること。点検が不合格だったものについては、使用してはならない。
22	使用する食品原料、食品添加物と食品関連製品が中国の製造要求に適合することを確保すること。
23	加工において使用する水の製造、供給、輸送及び貯蔵は衛生的な条件下で実施し、輸送、貯蔵等に使用する容器は清潔しやすいものとし、汚染を避けなければならないこと。
24	食品等の製造又は加工に当たっては、原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。
25	食品添加物は、GB2760の規定に従って使用すること。
26	製品の特性等を踏まえ、加工工程において微生物の制御のための措置を講じるとともに、原材料、製品及び製造環境について微生物等の自主検査を行い、出荷検査記録制度を確立すること。
27	器具及び容器包装は、材質が安定し無毒無害であるほか、汚染を受け難く、製品を汚染や損傷から保護し適切な表示が行えるものを使用すること。使用時には表示を擦れし誤使用を避け、使用状況を記録すること。
28	原材料、製品、包装資材等の保管においては、性質ごとに異なる保管場所を設けるか、区画を分けて表示を付すること。また、そ敵又は昆虫による汚染防止のため、容器に入れ戻し又は壁から離して保管すること。出荷においては、「先入れ先出し」の原則を遵守すること。
29	製造、包装、保管等の設備や器具等は、合理的な洗浄手順等を含めた管理要領を作成し、これに基づき洗浄、消毒すること。また、定期的に結果の検証を行い必要に応じて見直しすること。製品と工具器具の洗浄には、交差汚染を防ぐため、流水を使用するべきであること。
30	洗浄剤、消毒剤その他の化学物質については、使用、保管等に関する要領を作成し、これに基づき使用・記録すること。容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。生産上必要である場合を除き、生産場所に置いてはならないこと。

給水及び汚物処理	
16	食品加工用に使用する水(水道水、井戸水等)は、必要量を確保し、国が規定する飲用水の衛生基準を満たしていなければならないこと。また、廃棄物用気、冷却水等が混入しないようにすること。逆流の可能性のある箇所には逆流防止弁を設置するなど適切な措置をとること。
17	適切な排水及び廃棄物処理システム並びに食品加工場所から隔離した廃棄物の保管専用施設を備えていること。排水は、食品加工用に使用する水、清掃用水を汚染しないようし、清浄度の低い区域から高い区域に流れないようにすること。
18	必要に応じて、衛生上支障のない場所に利用者の数に応じたトイレを設けること。トイレと食品を製造、保管等する施設とは直接つながってはいならない。トイレには、使いやすい位置に手洗い設備を設けること。
管理運営	
19	食品衛生管理者又は食品衛生責任者を配置し、食品安全を確保する体制を有していること。
20	施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。また、当該要領に基づき実施・記録し、定期的に結果の検証を行い必要に応じて見直しすること。
21	原材料、食品添加物、容器包装、洗浄剤等の仕入に当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、割度、表示等について点検し、点検状況を記録すること。点検が不合格だったものについては、使用してはならない。
22	食品等の製造又は加工に当たっては、原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。
23	食品添加物は、GB2760の規定に従って使用すること。
24	製品の特性等を踏まえ、原材料及び製品について微生物等の自主検査を行い、出荷検査記録制度を確立すること。
25	器具及び容器包装は、材質が安定し無毒無害であるほか、汚染を受け難く、製品を汚染や損傷から保護し適切な表示が行えるものを使用すること。使用時には表示を擦れし誤使用を避け、使用状況を記録すること。
26	原材料、製品、包装資材等の保管においては、性質ごとに異なる保管場所を設けるか、区画を分けて表示を付すること。また、そ敵又は昆虫による汚染防止のため、容器に入れ戻し又は壁から離して保管すること。出荷においては、「先入れ先出し」の原則を遵守すること。
27	製造、包装、保管等の設備や器具等は、合理的な洗浄手順等を含めた管理要領を作成し、これに基づき洗浄、消毒すること。また、定期的に結果の検証を行い必要に応じて見直しすること。製品と工具器具の洗浄には、交差汚染を防ぐため、流水を使用するべきであること。
28	洗浄剤、消毒剤その他の化学物質については、使用、保管等に関する要領を作成し、これに基づき使用・記録すること。容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。生産上必要である場合を除き、生産場所に置いてはならないこと。
29	施設及びその周囲は、定期的な清掃・保守等による維持管理を適切に行うことにより、床の水たまりや天井の水漏れを生じさせないなど常に良好な状態に保ち、そ敵及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、換気口の扉戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、そ敵、昆虫の施設内への混入を防止すること。製造前等を使用する場合、食品、器具、設備等を汚染しないようにすること。
30	記録制度を確立して、食品生産における製造、加工、保管などの工程を記録すること。生産ロットは明確的に区分、記録を行い追跡調査できるようにすること。
31	販売食品等に関する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、関係機関等への報告等の手順を定めること。



(別添 3)

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続について

1. 衛生証明書発行申請書（別紙様式 8-1）について

(1) 記載事項については、基本的に日本語・英語併記とすること。

(2) 製品の詳細については以下の事項に留意すること。

「①品名」の英語表記については、冷却、冷凍、包装、一夜干し等製品の魚種（学名）が判明する程度に加工された製品（以下「簡易な加工品」という。）の場合、当該水産食品の英名を記載することとし、それ以外の「加工品」（学名記載が困難な場合に限る。）の場合は、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。

「②学名」については、「簡易な加工品」の場合は、ラテン語で記載すること。加工品の場合は、項目欄に\*\*\*を記載すること。

「③産地」については、当該食品が「簡易な加工品」の場合は「捕獲地域」を記載すること。また、当該食品が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」については、

・生産分類（養殖/天然）が不明として提出された場合、生産履歴が判明しないものとして、衛生証明書の発行は行えない（輸入品も同様）。

・生産分類（養殖/天然）は判明しているが、区域や漁船名等が不明の場合は衛生証明書の発行は行えない（輸入品も同様）。

・捕獲漁船名及び漁船番号について、複数にわたる場合には代表的な漁船について記載すること。漁船を使用していない場合は、項目欄に\*\*\*を記載すること。

・養殖/天然については、該当する□にレ点を記載すること。該当しない方は□空白とし、項目欄には\*\*\*を記載すること。

・加工品について養殖・天然両方の原料を使用している場合は、両方の□にレ点を記載し、区域等を記載すること。

・捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添 7「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成 15 年 6 月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、包装のみを行った冷蔵の魚介類（以下「生鮮品」という。）の場合は「冷蔵 Refrigerated」、包装のみを行った冷凍の魚介類（以下「冷凍品」という。）の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「⑥加工施設名（登録番号）及び住所」については、最終加工施設を記載すること。輸出水産食品が輸入品で最終保管施設に保管されたものである場合には、最終加工を行った海外の登録施設又は船舶（登録番号）を記載すること。

(別添 3)

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続について

1. 衛生証明書発行申請書（別紙様式 8-1）について

(1) 記載事項については、基本的に日本語・英語併記とすること。

(2) 製品の詳細については以下の事項に留意すること。

「①品名」の英語表記については、冷却、冷凍、包装、一夜干し等製品の魚種（学名）が判明する程度に加工された製品（以下「簡易な加工品」という。）の場合、当該水産食品の英名を記載することとし、それ以外の「加工品」（学名記載が困難な場合に限る。）の場合は、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。

「②学名」については、「簡易な加工品」の場合は、ラテン語で記載すること。加工品の場合は、項目欄に\*\*\*を記載すること。

「③産地」については、当該食品が「簡易な加工品」の場合は「捕獲地域」を記載すること。また、当該食品が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」については、

・生産分類（養殖/天然）が不明として提出された場合、生産履歴が判明しないものとして、衛生証明書の発行は行えない（輸入品も同様）。

・生産分類（養殖/天然）は判明しているが、区域や漁船名等が不明の場合は衛生証明書の発行は行えない（輸入品も同様）。

・捕獲漁船名及び漁船番号について、複数にわたる場合には代表的な漁船について記載すること。漁船を使用していない場合は、項目欄に\*\*\*を記載すること。

・養殖/天然については、該当する□にレ点を記載すること。該当しない方は□空白とし、項目欄には\*\*\*を記載すること。

・加工品について養殖・天然両方の原料を使用している場合は、両方の□にレ点を記載し、区域等を記載すること。

・捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添 7「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成 15 年 6 月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、包装のみを行った冷蔵の魚介類（以下「生鮮品」という。）の場合は「冷蔵 Refrigerated」、包装のみを行った冷凍の魚介類（以下「冷凍品」という。）の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「⑥登録施設名（登録番号）及び住所」については、輸出水産食品が輸入品で最終保管施設に保管されたものである場合には、最終保管施設に加え、最終加工を行った海外の登録施設又は船舶（登録番号）を記載すること。

「⑦保管施設名（登録番号）及び住所」については、最終加工施設から別の保管施設を経由せずに輸出する場合は「⑥に記載した最終加工施設」、最終加工施設から別の保管施設を経由して輸出する場合は「⑥に記載した最終加工施設に加え最終保管施設」を記載すること。

「⑨コンテナ番号」については、申請時までに判明しない場合は、空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。

「⑩封印番号（コンテナ等の封印番号）」については、申請時までに判明しない場合、空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。

「⑬生産年月日」については、申請品目中で年月日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。また、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、申請書への記載は全てとするが、衛生証明書への記載は「〇月〇日から〇月〇日まで」でも差し支えないこと。なお、生鮮品については「捕獲年月日」を、冷凍品については「冷凍年月日」を生産年月日とする。

「⑭出発地」及び「⑮到着地」については、港や空港の名称を記載すること。

(3) 「2. 官能検査実施結果」については、別添5の運用に基づき官能検査を実施した品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

(4) 「3. 同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果」については、「なし」又は「あり」のいずれかを○で示し、「あり」の場合は、有効期間内の試験成績書の試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記載すること。

## 2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について

### (1) 輸出者が実施すべき事項

・ 厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式9-1（電子ファイル）に必要事項（「Country of production」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」）を入力の上、所定用紙を用い、自ら印刷をすること。ただし、電子メールにより発行申請を行う場合は、印刷を要しないこと。

・ 衛生証明書は両面印刷の1枚とし、表面は「⑦Name and Address of Cold Store and its Registration Number」まで、裏面は「⑧Methods of Transportation」から始まるよう印刷すること。

・ 記載に当たっては、基本的に英語表記を用いること。なお、学名については、ラテン語表記を用いること。

・ 「Country of production」については、国内で漁獲された水産食品及び国内で加工された水産食品の場合、Japanと記載すること。外国から国内へ輸入された水産食品を中国へ再輸出する場合（国内において加工工程なし。）には、当該水産食品の原産国名を英語で記載すること。

・ 「④Product Classification（生産分類）」については、該当する□にレ点

「⑧コンテナ番号」については、申請時までに判明しない場合は、空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。

「⑨封印番号（コンテナ等の封印番号）」については、申請時までに判明しない場合、空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。

「⑬生産年月日」については、申請品目中で年月日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。また、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、申請書への記載は全てとするが、衛生証明書への記載は「〇月〇日から〇月〇日まで」でも差し支えないこと。なお、生鮮品については「捕獲年月日」を、冷凍品については「冷凍年月日」を生産年月日とする。

「⑭出発地」及び「⑮到着地」については、港や空港の名称を記載すること。

(3) 「2. 官能検査実施結果」については、別添5の運用に基づき官能検査を実施した品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

(4) 「3. 同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果」については、「なし」又は「あり」のいずれかを○で示し、「あり」の場合は、有効期間内の試験成績書の試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記載すること。

## 2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について

### (1) 輸出者が実施すべき事項

・ 厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式9-1（電子ファイル）に必要事項（「Country of production」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」）を入力の上、所定用紙を用い、自ら印刷をすること。ただし、電子メールにより発行申請を行う場合は、印刷を要しないこと。

・ 衛生証明書は両面印刷の1枚とし、表面は「⑦Methods of Transportation」まで、裏面は「⑧Container Number」から始まるよう印刷すること。

・ 記載に当たっては、基本的に英語表記を用いること。なお、学名については、ラテン語表記を用いること。

・ 「Country of production」については、国内で漁獲された水産食品及び国内で加工された水産食品の場合、Japanと記載すること。外国から国内へ輸入された水産食品を中国へ再輸出する場合（国内において加工工程なし。）には、当該水産食品の原産国名を英語で記載すること。

・ 「④Product Classification（生産分類）」については、該当する□にレ点



<p>を記載すること。該当しない方は□blankとし、項目欄には***を記載すること。</p> <p>・「⑤Methods of Manufacture or Processing (加工方法)」については、生鮮品は「Refrigerated」、冷凍品は「Frozen」と記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 別紙様式9-2の記載について 以下(1)から(3)の貨物を一括して輸出する場合は、1枚の衛生証明書(別紙様式9-1)に別紙様式9-2(所定用紙に印刷。)を添付し対応できるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>なお、一括して輸出する貨物は別紙様式8-1における申請内容の③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮が同一であること。また、別紙様式9-2において記載する①②④⑬⑭⑮については、別紙様式9-1の記載欄には、「As per attached sheet」と記載すること。別紙様式9-2の行数及び行幅は変更可能とする。 また、衛生証明書発行機関は、「Reference No」については、別紙様式9-1で記載した番号と同じ番号を記載すること。</p>	<p>を記載すること。該当しない方は□blankとし、項目欄には***を記載すること。</p> <p>・「⑤Methods of Manufacture or Processing (加工方法)」については、生鮮品は「Refrigerated」、冷凍品は「Frozen」と記載すること。</p> <p>・「⑥Name and Address of Establishment and its Registration Number (登録施設名(登録番号))及び住所」については、輸出水産食品が輸入品で最終保管施設に保管されたものである場合には、最終保管施設に加え、最終加工を行った海外の登録施設又は船舶(登録番号)を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 別紙様式9-2の記載について 以下(1)から(3)の貨物を一括して輸出する場合は、1枚の衛生証明書(別紙様式9-1)に別紙様式9-2(所定用紙に印刷。)を添付し対応できるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>なお、一括して輸出する貨物は別紙様式8-1における申請内容の③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮が同一であること。また、別紙様式9-2において記載する①②④⑫⑬⑭については、別紙様式9-1の記載欄には、「As per attached sheet」と記載すること。別紙様式9-2の行数及び行幅は変更可能とする。 また、衛生証明書発行機関は、「Reference No」については、別紙様式9-1で記載した番号と同じ番号を記載すること。</p>
<p>(別添4～7) (略)</p>	<p>(別添4～7) (略)</p>
<p>(別紙様式1～7) (略)</p>	<p>(別紙様式1～7) (略)</p>
<p>(別紙様式8-1)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">衛生証明書発行申請書</p> <p>(略)</p> <p>1. 製品の詳細</p> <p>①品名 ②学名 ③産地 ④生産分類</p>	<p>(別紙様式8-1)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">衛生証明書発行申請書</p> <p>(略)</p> <p>1. 製品の詳細</p> <p>①品名 ②学名 ③産地 ④生産分類</p>

<p> <input type="checkbox"/> 養殖 養殖区域  <input type="checkbox"/> 天然 捕獲区域、漁船名及び漁船番号  ⑤加工方法  ⑥加工施設名（登録番号）及び住所  ⑦保管施設名（登録番号）及び住所  ⑧輸送方法（船舶の名称、航空機の便名）  ⑨コンテナ番号  ⑩封印番号（コンテナ等の封印番号）  ⑪輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所  ⑫輸入者（荷受人：中国の輸入者）の名前及び住所  ⑬数量  ⑭ネットウェイト（kg）  ⑮生産年月日  ⑯出発地  ⑰到着地  2～4（略） </p>	<p> <input type="checkbox"/> 養殖 養殖区域  <input type="checkbox"/> 天然 捕獲区域、漁船名及び漁船番号  ⑤加工方法  ⑥登録施設名（登録番号）及び住所  ⑦輸送方法（船舶の名称、航空機の便名）  ⑧コンテナ番号  ⑨封印番号（コンテナ等の封印番号）  ⑩輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所  ⑪輸入者（荷受人：中国の輸入者）の名前及び住所  ⑫数量  ⑬ネットウェイト（kg）  ⑭生産年月日  ⑮出発地  ⑯到着地  2～4（略） </p>
<p> （別紙様式 8 - 2）  （略） </p>	<p> （別紙様式 8 - 2）  （略） </p>

(別紙様式 9 - 1)



Ministry of Health, Labour and Welfare

日本国向中华人民共和国出口水产品检验检疫证书

HEALTH CERTIFICATE

For fish and fishery products intended for export from Japan to The People's Republic of China

Reference No. : .....

Country of dispatch (发运国) : JAPAN (日本)

Country of production (生产国) : .....

Competent authority (主管当局) : Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生劳动省)

Certificate issuing agency (发证部门(号及名称)) : .....

Destination (目的地) : P. R. CHINA (中华人民共和国)

1. Details identifying the fish and fishery products

① Name of Goods (商品名称) : .....

② Scientific Name (学名) : .....

③ Producing District (产地) : .....

④ Product Classification (生产分类)

Aquaculture (养殖)

Aquaculture Area (养殖区域) : .....

Wild Caught (野生捕捞)

Capturing Area (捕捞区域) : .....

Name of Catch Vessel and Number (捕获渔船名及渔船号数) : .....

⑤ Methods of Manufacture or Processing (加工方式) \*1 : .....

⑥ Name and Address of Processing Plant and its Registration Number (生产加工企业名称、地址及注册号) : .....

⑦ Name and Address of Cold Store and its Registration Number (冷库名称、地址及注册号) : .....

(別紙様式 9 - 1)



Ministry of Health, Labour and Welfare

日本国向中华人民共和国出口水产品检验检疫证书

HEALTH CERTIFICATE

For fish and fishery products intended for export from Japan to The People's Republic of China

Reference No. : .....

Country of dispatch (发运国) : JAPAN (日本)

Country of production (生产国) : .....

Competent authority (主管当局) : Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生劳动省)

Certificate issuing agency (发证部门(号及名称)) : .....

Destination (目的地) : P. R. CHINA (中华人民共和国)

1. Details identifying the fish and fishery products

① Name of Goods (商品名称) : .....

② Scientific Name (学名) : .....

③ Producing District (产地) : .....

④ Product Classification (生产分类)

Aquaculture (养殖)

Aquaculture Area (养殖区域) : .....

Wild Caught (野生捕捞)

Capturing Area (捕捞区域) : .....

Name of Catch Vessel and Number (捕获渔船名及渔船号数) : .....

⑤ Methods of Manufacture or Processing (加工方式) \*1 : .....

⑥ Name and Address of Establishment and its Registration Number (生产加工企业名称、地址及注册号) : .....

⑦ Methods of Transportation, Name of Vessel, Flight, etc. (注明运输工具(船名、航班号等)) : .....



⑩ Methods of Transportation; Name of Vessel, Flight, etc. (注明运输工具(船名、航班号等)) :  
 .....  
 ⑪ Container Number (集装箱号) :  
 .....  
 ⑫ Seal Number (封识号) :  
 .....  
 ⑬ Name and Address of Shipper (发货人名称及地址) :  
 .....  
 ⑭ Name and Address of Buyer (收货人名称及地址) :  
 .....  
 ⑮ Number of packages (包装数量) :  
 .....  
 ⑯ Net Weight (净重) :  
 .....  
 ⑰ Date of Production (生产日期) :  
 .....  
 ⑱ Place of Dispatch (出发地) :  
 .....  
 ⑲ Place of Destination (到达地) :  
 .....

II. This is to certify that:  
 兹证明:  
 1. The above fishery products came from the establishment approved by competent authority.  
 上述产品来自主管当局注册的企业。  
 2. The products were produced, packed, stored and transported under sanitary condition, which were under the supervision of competent authority.  
 该产品是在卫生条件下生产、包装、储藏和运输,并置于主管当局监督之下。  
 3. The products were inspected and quarantined by competent authority and not found any pathogenic bacteria, harmful substances and foreign substances regulated in the P. R. China.  
 该产品经主管当局检验合格,未发现中国规定的有害病菌、有毒有害物质和异物。  
 4. The products meet ordinary sanitary requirements and safe for human consumption.  
 该产品符合普通卫生要求,适合人类食用。

Official Stamp  
 官方印章

Place of Issue :  
 签发地点

Date of Issue :  
 签发日期

Signature of Official Inspector  
 官方检验检疫员签字

注释  
 \* 冷藏、冷冻、干制、熏制、罐装等: Refrigerated, Frozen, Dried, Smoked, Canned, etc.  
 \* 2. 此证如有空白处请按以下符号填写。 If any of the information required is not applicable, then the blank area must be filled with \*\*\*.

⑩ Container Number (集装箱号) :  
 .....  
 ⑪ Seal Number (封识号) :  
 .....  
 ⑫ Name and Address of Shipper (发货人名称及地址) :  
 .....  
 ⑬ Name and Address of Buyer (收货人名称及地址) :  
 .....  
 ⑭ Number of packages (包装数量) :  
 .....  
 ⑮ Net Weight (净重) :  
 .....  
 ⑰ Date of Production (生产日期) :  
 .....  
 ⑱ Place of Dispatch (出发地) :  
 .....  
 ⑲ Place of Destination (到达地) :  
 .....

II. This is to certify that:  
 兹证明:  
 1. The above fishery products came from the establishment approved by competent authority.  
 上述产品来自主管当局注册的企業。  
 2. The products were produced, packed, stored and transported under sanitary condition, which were under the supervision of competent authority.  
 该产品是在卫生条件下生产、包装、储藏和运输,并置于主管当局监督之下。  
 3. The products were inspected and quarantined by competent authority and not found any pathogenic bacteria, harmful substances and foreign substances regulated in the P. R. China.  
 该产品经主管当局检验合格,未发现中国规定的有害病菌、有毒有害物质和异物。  
 4. The products meet ordinary sanitary requirements and fit for human consumption.  
 该产品符合普通卫生要求,适合人类食用。

Official Stamp  
 官方印章

Place of Issue :  
 签发地点

Date of Issue :  
 签发日期

Signature of Official Inspector  
 官方检验检疫员签字

注释  
 \* 冷藏、冷冻、干制、熏制、罐装等: Refrigerated, Frozen, Dried, Smoked, Canned, etc.  
 \* 2. 此证如有空白处请按以下符号填写。 If any of the information required is not applicable, then the blank area must be filled with \*\*\*.

(別紙様式 9 - 2 ~ 1 2)  
(略)

(別紙様式 9 - 2 ~ 1 2)  
(略)

(別紙様式 1 3)

(新設)

(別紙様式 1 3)

衛生証明書発行機関名

〇〇年度証明書発行件数

中国向け輸出水産食品 衛生証明書発行一覧

衛生証明書 発行番号	発行年月日	申請者名	最終加工施設名	最終加工施設の 登録施設番号	最終検査施設名	最終検査施設の 登録施設番号	最終検査施設と管轄する 衛生証明書発行機関